

**起業等支援事業で
新規に創業する方や新事業にチャレンジする方を支援します。**

● 起業等支援事業とは

留寿都村の商工業の活性化に資するよう、村内において創業する者並びに業種の転換及び業種の追加を行う者に対して、経費の一部を助成します。

● 募集期間

令和6年4月11日（木）から令和7年2月28日（金）まで

● 対象者

- (1) 新規に創業する個人及び従業員20名以下の小規模企業者
- (2) 業種の転換を行う個人及び従業員20名以下の小規模企業者
- (3) 業種の追加を行う個人及び従業員20名以下の小規模企業者

<共通>

- ・留寿都商工会の会員又は会員になることを確約した者
- ・個人の場合は、本村の住民である者
- ・令和6年4月1日以降で新規創業又は新事業展開を行う者
- ・法人の場合は、村内に事務所を有する者
- ・村税の滞納がない者

● 対象経費

- (1) 建築物の新築、増築及び改築に係る工事費
- (2) 外装及び内装に係る工事費
- (3) 機器装置、工具、機器、備品の調達費
- (4) 広告宣伝費（新規創業、業種の転換又は業種の追加に伴う費用に限ります。）

**補助率 1 / 2 以内
上限 50 万円**

● お問合せ先

企画観光課 電話 0136-46-3131